

4 感 対 第 1455 号
令和 4 年 7 月 26 日

各高齢者施設及び障害者施設の管理者 様

愛知県感染症対策局長

医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する新型コロナワクチン
4 回目接種の実施について（通知）

日頃から、新型コロナワクチン接種の円滑な実施に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本県では、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者への 4 回目接種を速やかに進めるため、令和 4 年 7 月 15 日付け 4 感対第 1415 号通知で、後日接種券をとりまとめていただくことを前提に、「接種券無し」での接種を進めていただくようお願いしているところです。

今回、令和 4 年 7 月 22 日から 4 回目接種の対象者が拡大され、医療従事者等及び高齢者・障害者施設等の従事者への接種が可能となりましたので、医療機関が実施する貴施設の利用者と合わせ、3 回目接種から 5 か月経過した貴施設の従事者に対しても、速やかに接種を進めていただきますようお願いいたします。

なお、県内市町村、公益社団法人愛知県医師会及び一般社団法人愛知県病院協会あてには、本日付けで、別添のとおり、4 回目接種の実施について、あらためて通知をしております。

担 当 感染症対策課ワクチン接種体制整備室
ワクチン調整第一グループ